

経済取引の国際化・多様化を踏まえた 適正・公平な課税の実現

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ **グローバルな経済活動、ローカルな課税:** 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間でずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ **負担の公平性:** 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求め中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

○ 経緯

- ・ 2012年6月、OECD租税委員会(当時の議長:浅川前財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。
- ・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- ・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在約130カ国)

「BEPSプロジェクト」について

○ 現在の取組 (BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリングを実施中。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み (技術支援等を含む) の構築 ⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべき [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

国外財産調書と財産債務調書

	国外財産調書（平成 26 年 1 月 1 日以後提出）	財産債務調書（平成 28 年 1 月 1 日以後提出）
提出基準	国外財産 5 千万円超	所得 2 千万円超 かつ 総資産 3 億円以上 または 有価証券等 1 億円以上 ※資産基準は、その年の 12 月 31 日時点による
記載項目	国外財産の所在地・銘柄別等の詳細 を時価（見積価額も可）で記載	財産の所在地・銘柄別等の詳細 を時価（見積価額も可）で記載
インセンティブ	① 国外財産調書に記載がある部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 軽減</u> （所得税・相続税） ② 国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 加重</u> （所得税）	① 財産債務調書に記載がある部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 軽減</u> （所得税・相続税） ② 財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分 ⇒ <u>過少（無）申告加算税を 5% 加重</u> （所得税）
質問 検査権	国外財産調書に関する質問検査権で確認	財産債務調書に関する質問検査権で確認
罰 則	不提出・虚偽記載の場合、 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	な し
提出件数 (記載総額)	平成 25 年分: 5,539 件 (25,142 億円) 平成 26 年分: 8,184 件 (31,150 億円) 平成 27 年分: 8,893 件 (31,643 億円) 平成 28 年分: 9,102 件 (33,015 億円) 平成 29 年分: 9,551 件 (36,662 億円)	平成 27 年分: 74,802 件 (754,411 億円) 平成 28 年分: 73,360 件 (793,536 億円) 平成 29 年分: 73,427 件 (875,895 億円)

情報照会手続の整備（令和元年度（平成31年度）改正）

(1) 事業者等への協力要請

現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと

1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること
2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①～③のいずれかに該当する場合)
 - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき
 - ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合
3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること
4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること
5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長

【ハ. 照会方法】書面による報告の求め(60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで)

【ニ. 照会情報】対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(いずれも、保有している限度で対象とする。)

【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(国税通則法上「処分」として位置付け)

【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い)

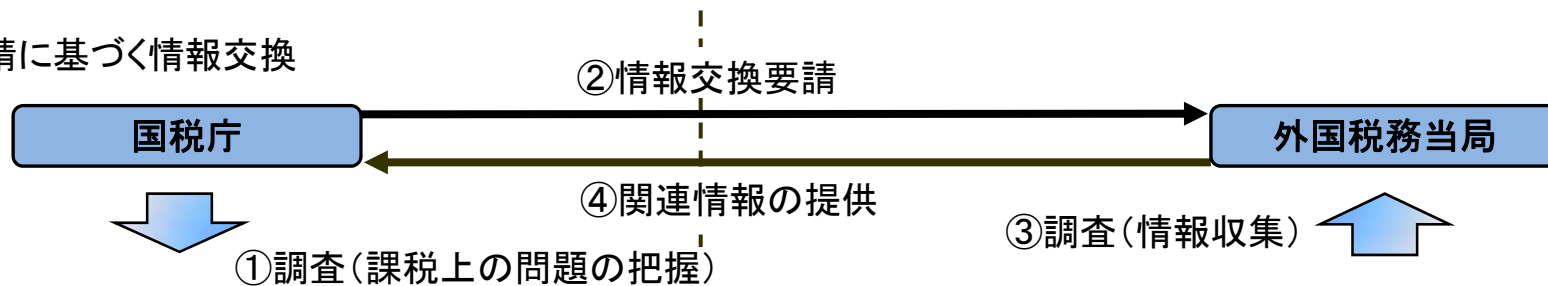
(注) 上記の改正は、令和2年1月1日から施行する。

税務当局間の情報交換

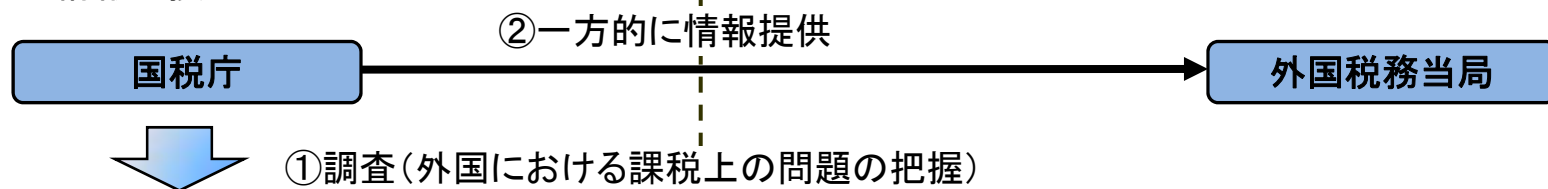
- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を、税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】

1 要請に基づく情報交換



2 自発的情報交換



3 自動的情報交換

